

# ファインダー越しのいちかわみさと 市川三郷フォトコンテスト入賞作品2021

問町商工観光課観光係  
☎055(240)4157

## ■グランプリ（一般部門）



『秋色散歩道』木谷 昌経（市川三郷町）

## ■四季の写真賞



春賞『春爛漫』岸本眞男（市川三郷町）



冬賞『ツララの饗宴』小野清明（市川三郷町）

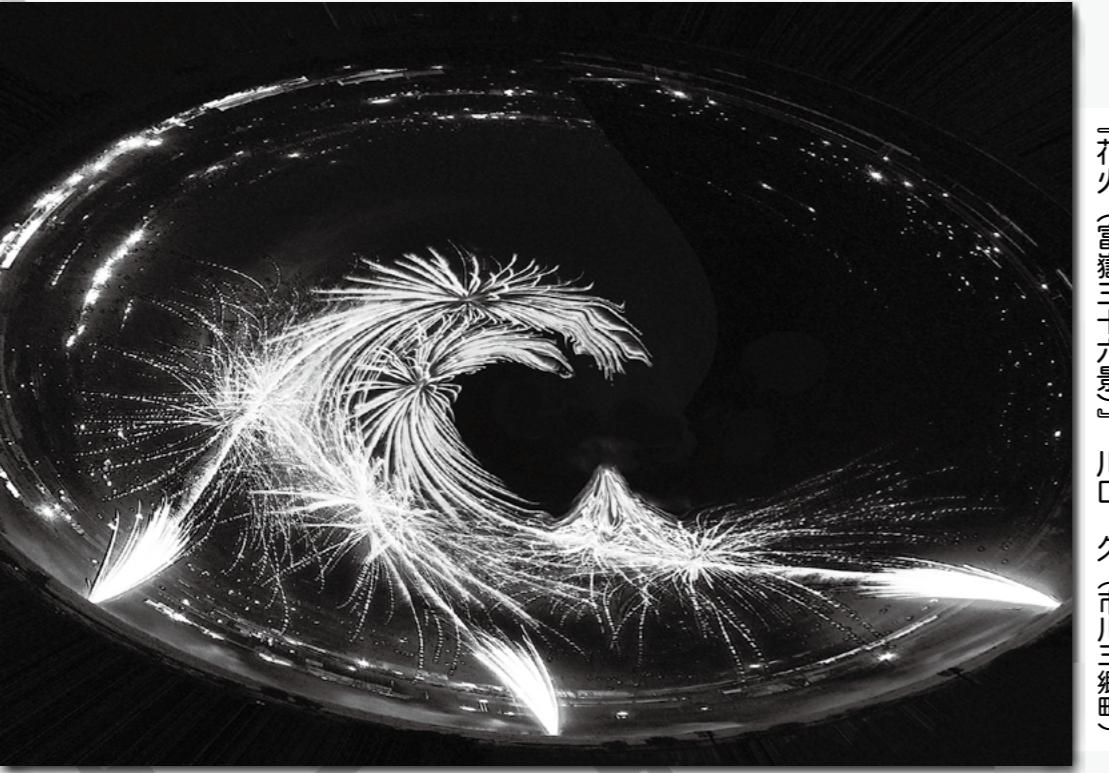


秋賞『天上の華』渡邊輝実（忍野村）



夏賞『裏山の賑わい』古橋隆宏（中央市）

## ■グランプリ（アート部門）

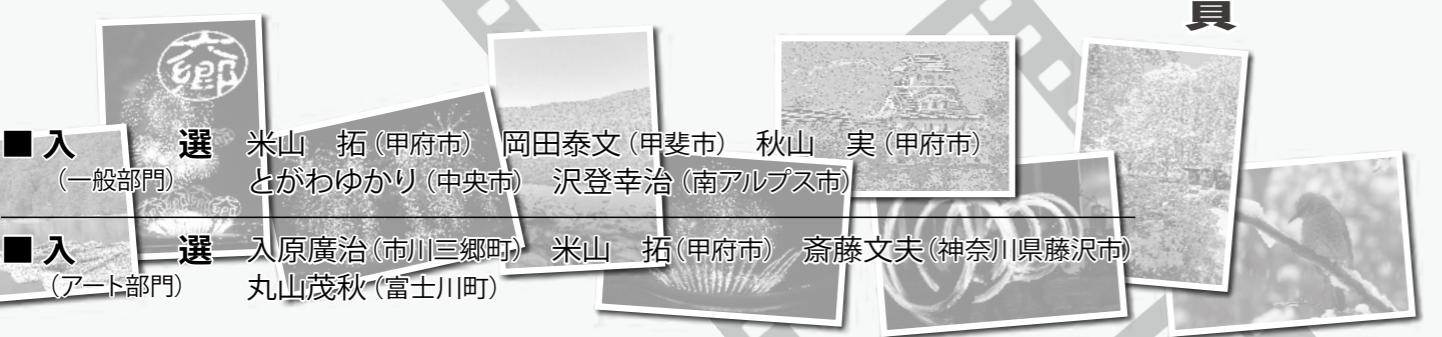


『花火（富嶽三十六景）』川口 久（市川三郷町）

## ■ファミリー賞



『はじめての甘々娘収穫』井上美香（甲斐市）



■入選（一般部門）米山 拓（甲府市）岡田泰文（甲斐市）秋山 実（甲府市）  
とがわゆかり（中央市）沢登幸治（南アルプス市）

■入選（アート部門）入原廣治（市川三郷町）米山 拓（甲府市）斎藤文夫（神奈川県藤沢市）  
丸山茂秋（富士川町）

## 2022市川三郷 フォトコンテスト 作品募集

賞金総額 21.5万円

町では「市川三郷フォトコンテスト」と称し、一年間をとおして町内の情景を表現した写真や、町を題材としたアート写真を募集しました。町内外から全175点の応募があり、このたび審査会が行われ入賞作品が決定しました。

審査にあたった、佐藤ちえこ審査委員長は「コロナ禍、閉塞感の続く2021年ではありますが、本コンテストにおいてはアート写真部門が新設されました。これは、市川三郷町の魅力を一層賑やかに表現し、元気を取り戻すきっかけになってくれることとワクワクしながら審査させていただきました。昨今、スマホばかりでなく一眼レフカメラにも写真をアートするソフトがさまざまな形で導入され、写真の表現を広げています。今回のグランプリ作品、木谷昌経さんの「秋色散歩道」はコロナ禍の憂鬱感を払拭してくれる黄金色のイチョウが印象的で、子どもたちを温かく包み今年に相応しい作品だと思います。各部門、素晴らしい写真が集まり激戦でした。入選された皆さんおめでとうございます」と総評しました。

本紙ではモノクロで掲載していますが、実際はカラーの写真です。  
町ホームページでみることができます。

町ホームページへ  
アクセス



【応募先】町内写真館（芦沢カメラ、カメラのドバシ、塙原写真館、いわま写真）  
町商工観光課観光係（町役場三珠庁舎）  
【賞品】写真部門グランプリ1点（賞金5万円）、四季の写真賞各1点（賞金2万円）、入選5点（賞金5千円）、ファミリー賞2点（賞金5千円）、アート写真部門グランプリ1点（賞金3万円）、入選4点（賞金5千円）  
※高校生以下の賞金は図書券

【主催】市川三郷町  
【協賛】町内写真館（芦沢カメラ、カメラのドバシ、塙原写真館、いわま写真）  
【後援】市川カメラクラブ、三珠地区文化協会写真部、県写真団体連絡協議会  
※入賞作品はイベントポスター、ホームページなどのPRに活用させていただきます。

65歳  
以上の方

# 介護保険料納入通知書が 7月上旬から発送されます

7月上旬から65歳以上の方が納める『令和4年度介護保険料納入通知書』をお送りします。保険料の年額については下記表のとおりです。

令和4年度 段階別介護保険料			
段階	対象者	年額(月額)	基準割合
第1段階	世帯全員が 町民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下 <b>22,680円(1,890円)</b>	基準額×0.3
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円以下 <b>37,800円(3,150円)</b>	基準額×0.5
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超 <b>52,920円(4,410円)</b>	基準額×0.7
第4段階	本人が 町民税非課税 (世帯課税)	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下 <b>68,040円(5,670円)</b>	基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超 <b>75,600円(6,300円)</b>	基準額
第6段階	本人が 町民税課税	合計所得金額120万円未満 <b>90,720円(7,560円)</b>	基準額×1.2
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満 <b>98,280円(8,190円)</b>	基準額×1.3
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満 <b>113,400円(9,450円)</b>	基準額×1.5
第9段階		合計所得金額320万円以上 <b>128,520円(10,710円)</b>	基準額×1.7

町福祉支援課介護係☎ 055-272-1106

市川三郷町公式アカウント  
**LINE**はじめました。  
町の情報を直接皆さんにお届けします!

友達登録 よろしくね

市川三郷町公式アカウント  
**LINE**はじめました。  
町の情報を直接皆さんにお届けします!

友達登録 よろしくね

@ichikawamisatotown



# 新型コロナワクチン4回目接種が始まります

町では、新型コロナワクチンの3回目接種完了から5ヶ月を経過した方で、町内に住民登録のある60歳以上の方、または18歳以上60歳未満の基礎疾患有する方を対象に、4回目接種ができるよう計画を進めております。

60歳  
以上の方

3回目接種完了日に応じて、順次接種券を発送します。

基礎疾患有する  
18歳以上  
60歳未満  
の方

4回目接種を希望される方にのみ接種券を発送します。

接種希望の方は、申請手続きをお願いします。

## 申請方法

### 窓口で申請

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し町いきいき健康課ワクチン接種係(六郷庁舎内)または町福祉支援課窓口(本庁舎内)へ申請して下さい。

申請書はこちら▶

### 郵送で申請

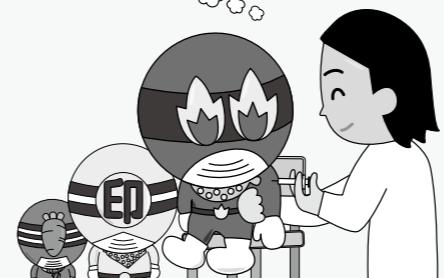
申請書及び必要書類を封入し、町いきいき健康課ワクチン接種係へ送付して下さい。

### 【郵送先】

〒409-3244  
市川三郷町岩間495番地  
市川三郷町役場  
いきいき健康課ワクチン接種係



接種を希望される  
方はご相談下さい。



町いきいき健康課ワクチン接種係

接種時期や接種予約など  
ワクチン接種の手続きに関する相談

☎ 0556-42-7173

8:30 ~ 17:15(平日のみ)

※接種を受ける方の年齢、ワクチンを接種している回数によって、ワクチン接種が受けられる医療機関が異なります。

※「接種券が届かない」または「紛失した場合」はワクチン接種係までご連絡下さい。

※令和3年12月1日～31日までに2回目のワクチン接種が完了した方の3回目接種券は、5月に発送しました。

町では、対象者の年齢、接種回数に応じたワクチン接種を実施しております。

まだワクチン接種がお済みでない方で、接種を希望される方は町いきいき健康課ワクチン接種係までお問い合わせ下さい。

1・2・3回目の  
接種はお済みですか？

新型コロナワクチン情報  
問町いきいき健康課ワクチン接種係☎ 05556 (42) 7173

指定給水装置工事事業者の皆さまへ

## 5年ごとの更新手続きが必要です。

水道法の一部改正(令和元年10月1日施行)に伴い、指定給水装置工事事業者の有効期間が従来の『無制限』から『5年間』となりました。

初回の更新時期は、旧制度で指定を受けた日によって異なります。右表をご確認のうえ更新手続きをお願いします。

※対象事業者さま宛てに通知をします。

※郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

詳しくは、町ホームページをご覧下さい。

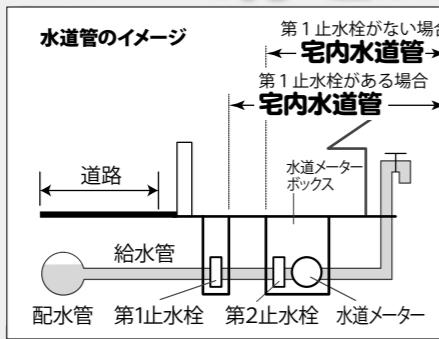
期限内に更新申請がされない場合は、  
無効となります。

指定を受けた日	初回の有効期限
平成15年4月1日～ 平成19年3月31日	令和4年9月29日まで ※6月1日から受付
平成19年4月1日～ 平成25年3月31日	令和5年9月29日まで ※令和5年度受付
平成25年4月1日～ 令和元年9月30日	令和6年9月29日まで ※令和6年度受付

問町生活環境課上水道係☎ 055-272-6092

## 6月1日から7日は水道週間です

※宅内水道管とは、第1止水栓を含めた水道メーターボックスから宅地内に敷設された水道管です。  
【問い合わせ】町生活環境課  
055-272-6092



毎年、6月1日～7日は水道週間です。公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に毎年実施しています。渴水期に備え普段から節水にご協力をお願いします。また、個人負担となります。ボックスは検針に付きましておいて下さい。

## 農振除外要件

次の要件を全て満たすこと

①除外を希望する農地以外に、農用地区域外で代替できる適当な土地がないこと。

②農用地区域内の農地集団化、農作業の効率化など、農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

③農用地区域内で農業経営を営む方に対し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

④土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。(土地改良事業などで整備した道路や水路も含む)

⑤国、県の直轄事業や補助による土地改良事業、これに準ずる事業の施行に係る区域の場合は、工事完了後の翌年度から8年を経過した土地であること。(経過年数は工事内容などで異なります)

町では、農業振興を進めています。このたび、社会的・経済的状況の変化を踏まえ、土地利用計画の見直しを検討しています。そこで、農振除外後、おおむね2年内に事業実施予定があり、緊急的、かつ具体的な計画を受け付けることになりました。左表の要件を確認し農振除外が望される方は、町に「農用地区域除外要望書」を提出して下さい。

## 農振除外等の受付を行います

土地利用計画の見直し

【問い合わせ・提出先】  
町農林課農林係(三珠庁舎)  
☎ 055-(240)4163

【受付期間】  
7月1日(金)から7月29日(金)まで  
【提出書類】  
農用地区域除外要望書(その他の添付書類は除外要望書様式にてご確認下さい)  
【様式】は、町農林課・町民課・六郷支所に用意しております。  
※農振地に農業用施設の計画がある方はお問い合わせ下さい。

## 台風・大雨準備すれば怖くない!

災害について考える特集  
シリーズ②

### 避難は明るいうちに安全な場所へ

これから季節、大雨、台風、集中豪雨などにより、風水害が発生するリスクが高くなっています。風水害には、どのように備えればいいのでしょうか?

### どうする? 風水害

問町防災課

☎ 055-272-1175

- テレビ、ラジオなどをよく聞き、早めに行動しよう。
- 親戚や友人宅など、安全な場所であれば避難所でなくても構いません。
- 毛布・食料・常備薬・貴重品などはいつでも持ち出せるように!
- ※避難所での食事の提供は、緊急を要する場合に限ります。自分や家族が食べる分は持つていこう!

台風以外にも集中豪雨、線状降水河川沿いなどでは激しい水位の変化が起ります。市川三郷町の土地は、そのほとんどが、くぼ地・傾斜地・河川沿いであります。お住まいの土地の特性を知り、ための避難を心がけましょう。